

第3次浜田市総合振興計画

【素案①】



～育ち、育てる、浜田へ～

※このロゴはイメージ案です

基本構想 令和9年度～令和16年度(8年間)

前期基本計画 令和9年度～令和12年度(4年間)

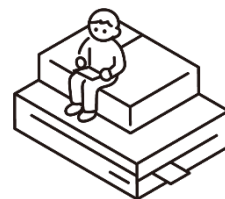
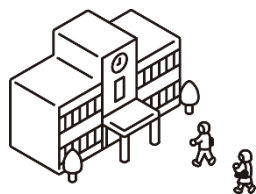
目 次

市長メッセージ	●
01 基本構想	
将来像	●
目指す成果	●
基本方針(将来像実現に向けた考え方)	●
基本目標	●
横断的政策手段(全施策に共通する推進基盤)	●
計画の全体像	●
02 前期基本計画	
政策体系図	●
政策別計画	
Ⅰ こどもの育ちを支える	●
Ⅱ 人と地域のつながりを育てる	●
Ⅲ 地域産業を育て、働く選択肢を広げる	●
Ⅳ 学び続ける地域をつくる	●
Ⅴ 選択と集中による行財政改革を推進する	●
Ⅵ 暮らしを支える基盤を未来へつなぐ	●
第3次浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	●
03 資料編	
計画の概要	●
第2次総合振興計画の振り返り	●
まちづくりを取り巻く状況	●
人口ビジョン	●
市民委員会などの実施概要	●
計画の策定体制	●
浜田市総合振興計画審議会条例	●
浜田市総合振興計画審議会委員名簿	●
第3次浜田市総合振興計画の策定経過	●
第3次浜田市総合振興計画前期基本計画の諮問・答申	●
政策別目標一覧	●
用語解説	●

600 文字程度
(答申後 市長作成)



将 来 像



人が育ち、還り、 地域力が開くまち

～育ち、育てる、浜田へ～



本市では、人口減少や少子高齢化が進み、地域活動の担い手不足や産業を支える人材の確保など、多くの課題に直面しています。

一方で、豊かな自然や歴史・文化、地域のつながり、教育機関など、人を育てる土壌や地域資源が数多くあります。

これからのまちづくりでは、単に人口を増やすことを目指すのではなく、一人ひとりが学び、挑戦し、成長し、その力を地域で活かせる環境をつくることが重要です。

そして、浜田で育った人が地域で活躍し、進学や就職などで一度地域を離れても、いつか浜田に戻る、あるいは様々な形で地域に関わり続ける循環を生み出すことが、持続可能な地域づくりにつながります。

そのような人の循環によって、市民や地域、企業、学校など多様な主体がつながり、新たな価値や活力が生まれることで、地域の力がさらに開いていくまちを目指します。

目指す成果

幸福度の向上

人口減少が進む中、浜田市が目指すのは、人口の維持・増加だけではありません。

一人ひとりが「幸せ」を実感しながら暮らせるまちこそが、「住み続けたい」「戻りたい」と思われる持続可能な地域になると考えます。

そのため、この計画では「市民の幸福度向上」をすべての取組の最終的な成果として位置づけ、“ウェルビーイング(Well-being)”の視点を取り入れます。

幸福度に関する研究では、人が幸せを感じるには次の4つの要素が重要であることが分かっています。これらの要素を市民アンケート調査で測定・分析し、効果的な施策の充実・強化を図ります。

幸福を感じる4つの要素	現状値
① 挑戦し、成長できること	●点/7点
② 人とのつながりを感じられること	●点/7点
③ 前向きに暮らせること	●点/7点
④ 自分らしく暮らせること	●点/7点
合 計	●点/28点

ウェルビーイング(Well-being)とは・・・

身体的にも、精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態にあることを示します。経済的な豊かさだけでなく、人とのつながりや健康、学び、生きがい、安心して暮らせる環境など、暮らし全体の質を高める考え方として、世界的にも重要視されています。

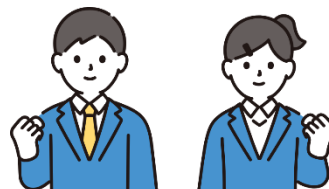
基本方針

(将来像実現に向けた考え方)

将来像を実現するため、次の 5 つの考え方を大切にしてまちづくりを進めます。

1 人を育てる

教育だけでなく、地域・産業・文化・福祉を通じて、
人の成長を地域の力へつなげます。



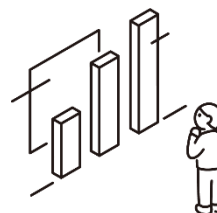
2 関わりをひらく

市民・企業・学校・地域が、それぞれの立場で関わ
れるまちをつくります。



3 選択できる暮らしを守る

人口減少下でも、医療・交通・学び・仕事など、暮
らしの選択肢を維持します。



4 地域の価値を高める

浜田に根ざした人・文化・産業・自然を磨き直し、
地域の価値を高めます。



5 持続可能な地域をつくる

量的拡大だけを追わず、持続性や暮らしの質、人
とのつながりを大切にします。



基本目標

将来像実現のために、次の6つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めます。

Ⅰ

こどもの育ちを
支える



こども一人ひとりが健やかに育ち、夢や希望をもって成長できる環境を作ります。

Ⅱ

人と地域の
つながりを育てる



多様な主体が関わり合い、支え合いながら、誰もが活躍できる地域をつくれます。

Ⅲ

地域産業を育て、
働く選択肢を広げる



地域産業の力を高め、誰もがいきいきと働ける環境を作ります。

Ⅳ

学び続ける
地域をつくる



生涯を通じた学びや文化・スポーツの力で活力のある地域をつくれます。

Ⅴ

選択と集中による
行財政改革を推進する



限られた資源を最大限に活用し、持続可能な行財政運営を実現します。

Ⅵ

暮らしを支える基盤を
未来へつなぐ



安全安心で快適な暮らしを守り、暮らしを支える基盤を次世代へつなぎます

横断的政策手段(全施策に共通する推進基盤)

基本目標の実現に向けては、次の 5 つを推進基盤として位置づけ、各政策分野の取組を効果的かつ効率的に進めます。

DX・デジタル化の推進

デジタル技術の急速な進展は、市民生活や産業活動、行政運営など、社会のあらゆる分野に大きな変化をもたらしています。この変化を捉え、行政サー



ビス・人・組織・地域の各領域の変革につなげる「横断的な政策手段」としてデジタル技術を活用していきます。

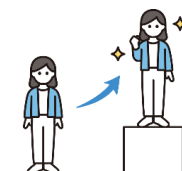
内部課題である行政業務の効率化や質の向上にとどまらず、住民生活における不便の解消、市民と行政の共創による地域課題の解決、デジタルデバイド(情報格差)の解消や情報セキュリティ対策等に取り組み、誰ひとり取り残さない便利で安心なデジタル社会の実現を目指します。



人材育成の推進

まちづくりを支える最も重要な資源は「人」です。人口減少や社会環境の変化が進む中において、地域の活力を維持・向上させるためには、一人ひとりが学び、成長し、その力を地域で発揮できる環境づくりが重要です。市民、地域団体、事業者、教育機関、行政など、それぞれの立場で人材育成を進めるとともに、多様な主体が連携しながら地域課題に取り組む人材育成を推進します。

また、行政職員についても、政策形成能力やデジタル活用能力などの向上を図り、変化に柔軟に対応できる組織づくりを進めます。



プロモーションの推進

地域の魅力や強みを適切に伝え、多くの人に共感や関心を持ってもらうことは、地域の活力向上につながる重要な取組です。浜田市が持つ自然、歴史、文化、食、産業、人などの魅力を効果的に発信するとともに、市の施策や地域活動についても分かりやすく情報を届け、市民の地域への愛着や誇りの醸成を図ります。



また、多様な媒体やデジタル技術を活用した戦略的な情報発信を進めることで、交流人口・関係人口の拡大や移住・定住の促進につなげるとともに、市民や事業者と連携した「オール浜田」による魅力発信を推進します。

データに基づく政策立案の推進

社会情勢や市民ニーズが多様化・複雑化する中、限られた行政資源を有効に活用するためには、客観的な根拠に基づく政策立案が求められます。統計データや各種調査、行政データ、市民アンケートなどを活用して現状や課題を的確に把握するとともに、施策の実施後には成果や効果を検証し、継続的な改善につなげます。

また、EBPM(証拠に基づく政策立案)の考え方を取り入れ、データを政策形成や意思決定に活用することで、効果的かつ効率的な行政運営と市民満足度の向上を目指します。



協働のまちづくりの推進

地域課題が複雑化・多様化する中、行政だけで課題を解決することは難しくなっています。そのため、市民、地域団体、事業者、教育機関、NPO など、多様な主体が互いの役割や強みを生かしながら連携し、地域課題の解決に取り組むことが重要です。

これまで「浜田市協働のまちづくり推進計画」により市が行ってきた必要な取組を評価・検証し一定の理念の浸透が図られてきました。今後はこの理念の実現を目指し、対話と信頼関係を基盤として、それぞれが主体的にまちづくりへ参画できる環境を整えるとともに、新たなつながりや活動を支援します。



また、多様な主体との協働を通じて地域力を高め、持続可能で活力ある地域社会の実現を目指します。

計画の全体像

どんなまちを目指すか

将来像

人が育ち、還り、地域力が開くまち ～育ち、育てる、浜田へ～

どんな考え方で進めるか

基本方針

(将来像実現に向けた考え方)

- ① 人を育てる
- ② 関わりをひらく
- ③ 選択できる暮らしを守る
- ④ 地域の価値を高める
- ⑤ 持続可能な地域をつくる

何を実現できればよいか

目指す成果

幸福度の向上

幸福を感じる 4 つの要素

- ① 挑戦し、成長できること
- ② 人とのつながりを感じられること
- ③ 前向きに暮らせること
- ④ 自分らしく暮らせること

何を重点的に進めるか

基本目標

I

こどもの
育ちを
支える

基本目標

II

人と地域の
つながりを
育てる

基本目標

III

地域産業を
育て、働く
選択肢を
広げる

基本目標

IV

学び続ける
地域を
つくる

基本目標

V

選択と集中
による
行財政改革
を推進する

基本目標

VI

暮らしを支
える基盤を
未来へ
つなぐ

具体的に何に取り組むか

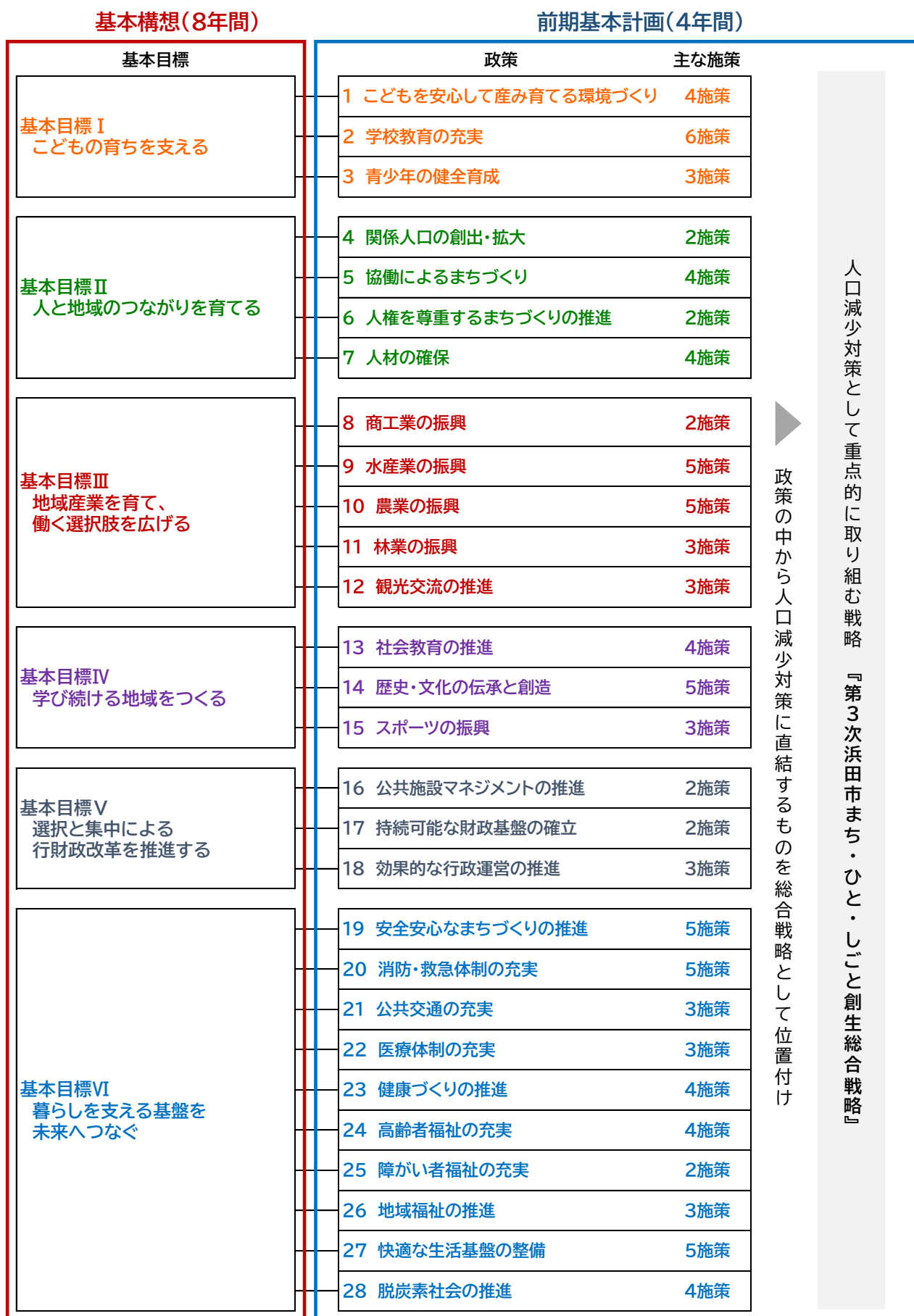
政策 全 28 政策(前期基本計画)

主な施策 全 100 施策

どのように進めるか

横断的政策手段(全施策に共通する推進基盤)

政策体系図



政策別計画

【留意事項】

- 本資料は、政策別計画の現時点での検討案であり、今後の協議を踏まえて内容を変更する場合があります。
- 計画全体の簡素化・分かりやすさの向上を図るため、記載内容については今後、文量及びレイアウトを整理し、重点化を図る予定です。
- 政策別の目標(KPI)については、施策の実施状況を示す「アウトプット指標」ではなく、施策の結果として市民生活や地域にどのような変化・成果が生じたかを示す「アウトカム指標」を基本として、今後整理し直す予定です。なお、目標項目については、現在未確定であるため、現時点では現状値及び目標値を、一律「調整中」としています。今後、目標の確定に合わせて整理します。

02 前期基本計画 基本目標 I こどもの育ちを支える

1 こどもを安心して産み育てる環境づくり

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
育児における負担感・孤立感を感じる人の割合の減少	乳幼児健診(乳児健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診)の問診における一人で子育てしているような気がする親の割合	調整中	調整中

〔現状と課題〕

子育て家庭においては共働きの割合が多く、地域がこどもに寄り添い、子育てと仕事を両立できる環境づくりが重要となっています。

妊娠・出産・育児と切れ目なく保護者に寄り添い、心身ともに子育てをサポートすることで、育児に対する不安の軽減や親子の健全な愛着形成につながっていきます。また、各施策や事業は、子育て家庭が社会資源とつながり、地域社会に参加するきっかけになります。

こども基本法の理念の下、こどもの権利に関する保障や意見表明の機会の提供などの取組を明確にしていくことが必要です。

〔目指すべき方向性〕

- ① こどもたちが安全安心で気軽に立ち寄ることができる「こどもの居場所」を創出する。
- ② 国連子どもの権利条約の4つの原則を基にした、まちづくりを推進していく。
- ③ 安心して妊娠・出産・育児ができ、すべてのこどもがすこやかに成長・発達できるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ④ 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

〔主な施策〕

- ① 放課後等のこどもの居場所の充実
 - ▶ こどもたちが安全安心で気軽に立ち寄ることができる「こどもの居場所」を提供する団体を支援する。
- ② こどもの権利保障・意見表明の確保
 - ▶ こどもの権利に関する条例(令和11年4月1日施行予定)を制定し、こどもの権利を保障し、こどもの意見表明できる環境を確保する。
- ③ 妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない支援
 - ▶ 育児相談、産後ケア事業、赤ちゃん訪問、乳幼児健診や助産師訪問等を通じて、医療機関や相談機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を進めます。
- ④ 地域の子育て支援の充実
 - ▶ 保護者の不安感や孤立感を和らげるために、子育て支援センター等を拠点として妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供する機会や相談体制の充実及び子育て親子の交流等の促進を図ります。

2 学校教育の充実

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えるこどもの割合	浜田市独自調査による肯定率の増加	調整中	調整中
将来の夢や目標を持っているこどもの割合	浜田市独自調査による肯定率の増加	調整中	調整中
学校給食における残菜量	市内小中学校の1年間の学校給食における残菜量の減少	調整中	調整中

〔現状と課題〕

すべてのこどもが健やかに心豊かに育つよう、こどもを地域社会全体で支え、保育・教育の環境づくりに取り組む必要があります。

出生数の急減により、今後さらなる児童生徒数の減少が見込まれます。こどもたちを取り巻く状況が刻々と変化する中、こどもたちにとって、最適な学習環境を提供することが必要です。

また、こどもの成長を育むためには、こども一人一人が自らの良さや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら成長することが重要です。予測困難な時代において、こどもたちが夢や希望に向かって自己実現を図るために、基礎・基本の確実な定着とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが必要です。学校施設への老朽化への対応や多様化する教育ニーズに対応し、児童生徒が安心して学べる環境を整え、人権尊重の教育とともに、ICT機器の活用や教職員がこどもと向き合う時間の確保など、一人一人に応じた個別の指導の推進が求められています。地域との連携においても、コミュニティスクールの推進により、地域と学校が協働して児童生徒を育成する体制が構築されたものの、地域における取組の定着には時間を要する状況にあり継続した取組を進める必要があります。

さらには、学校給食の充実によるこどもたちの満足度を高め、健全な心身の育成を図っていく必要があります。

〔目指すべき方向性〕

- ① 教育環境の適正規模・適正配置推進、学校施設の適切な維持管理等により、児童生徒により良い教育環境を提供します。
- ② こども一人一人が夢や希望に向かって自己実現を図ることができるよう、主体的・対話的で深い学びを推進し、基礎学力の定着と思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。
- ③ 全ての児童生徒が安心して学べる環境を整え、一人一人に応じた個別の指導と人権尊重の教育を推進します。
- ④ 地域と連携した教育活動を推進するようコミュニティスクールの充実を図ります。
- ⑤ 学校給食を充実させ、児童生徒の満足度を高めます。
- ⑥ こどもを地域社会全体で支え、すべてのこどもが健やかに心豊かに育つよう、これまで以上に地域資源を活用し、関係機関と連携を深め、それぞれとの協働により保育・教育の環境づくりに取り組みます。

〔主な施策〕

- ① より良い教育環境の提供
 - ▶ 学校統合計画審議会での審議、答申を受け、学校統合計画の策定に取り組みます。
 - ▶ 学校施設の集中的な改修に取り組みます。

② 夢や希望に向かって挑戦し、自己実現を図る学びの推進

- ▶ 要約学習や協調学習、外国語教育を通じ、学びの土台となる言語能力や表現力を育みます。
- ▶ ICTやAIドリルを活用した個別最適な学びと協働的な学びにより、基礎学力の定着と思考力等の向上を図ります。
- ▶ 教員の授業力向上を進め、「こどもの声でつくる授業」を一層推進します。

③ 安心できる教育環境の整備と一人一人の個に応じた指導の推進

- ▶ いじめ防止や不登校児童生徒への早期発見・適切な支援体制を強化するとともに、個別最適な学びと特別支援教育の充実を図ります。
- ▶ 教員の負担軽減や校務改善を通じて「こどもと向き合う時間」を確保します。
- ▶ 人権尊重・同和教育を推進します。

④ コミュニティスクールの充実

- ▶ 地域と連携を図りながら、コミュニティスクールを活用し、学校と地域が一体となって児童生徒を育成する体制の充実を図ります。

⑤ 魅力ある学校給食の提供

- ▶ 児童生徒の嗜好を反映した献立を導入します。
- ▶ 調理法や味付けを工夫し、こどもたちに苦手食材の克服を促します。

⑥ 浜田市だからこそできる幼児教育を推進

- ▶ 浜田市幼児教育センターの機能を高め、幼児教育の充実を図ります。
- ▶ 地域資源を最大限活用し、地域文化・自然・人との関わりを活かした幼児教育を推進します。
- ▶ 幼児教育における世界こども美術館の活用を推進します。
- ▶ 島根県立大学と連携し、保育・教育環境の整備及び人材の育成を図ります。

3 青少年の健全育成

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
HOOP! 体験後の参加者の肯定的な感想の割合	親同士のつながりの構築や子育ての不安解消について肯定的な感想の割合	調整中	調整中
親子を対象とした事業の各まちづくりセンターでの開催件数	まちづくりセンターの親子を対象とした体験プログラム開催件数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

核家族化や共働き世帯の増加、地域における人間関係の希薄化などを背景に、家庭の孤立感や子育てに関する不安・負担感が高まっています。また、SNSの普及や多様化する生活様式に伴い、悩みや課題も高度化・複雑化しています。

これらに対応するため、保護者が孤立せず安心して子育てができる環境づくりや、地域社会全体で家庭教育を支えるネットワークの強化が求められています。併せて、出前講座や相談窓口の充実を図り、支援を必要とする家庭へ着実に届く情報発信と寄り添い型の体制整備が課題となっています。

〔目指すべき方向性〕

- ① 家庭の教育力の向上と保護者の孤立防止を推進します。
- ② 地域社会全体で子育て・家庭教育を支える連携体制の構築を推進します。

〔主な施策〕

- ① 家庭教育に関する学びと交流の場の提供
 - ▶ 浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)を開催し、子育て世代同士が交流・相談できる居場所づくりを推進します。
- ② 親子を対象とした体験活動と交流の場の提供
 - ▶ 親子を対象とした地域での体験プログラムを開催し、地域社会と子育て世代同士が交流・相談できる居場所づくりを推進します。
- ③ 青少年健全育成団体等への支援及び連携
 - ▶ 関係協議会や青少年団体に対する補助事業を実施し、各団体等と連携して青少年健全育成活動の活性化と発展に取り組みます。

4 関係人口の創出・拡大

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
共創パートナー数	(仮称)浜田市オフィシャルアンバサダーの登録者数	調整中	調整中
年間滞在型関係人口数	(仮称)はまだ暮らし留学、遊ぶ広報等への参加者数(年間)	調整中	調整中
共創パートナーの活動数	デジタル名刺の読み取り(市のPR)回数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

本市の人口は 2025 年時点で想定を上回るペースで減少しており、地域力の維持には定住人口のみならず「関係人口」の存在が不可欠である。

これまでの施策により一定の登録者数は確保されているが、実際の活動量が把握できず、個々の施策が「点」に留まり地域経営に還元される導線が弱いという構造的課題を抱えている。

今後は、関係人口を「数」で追う段階から、デジタル技術等を活用し「活動の質と主体性」を高める仕組みへと抜本的に転換する。関係人口を市民と共に課題解決や価値創出に主体的に参画する「共創パートナー」へと転換させ、地域経営に取り込むことが、持続可能な地域力の維持には不可欠である。

一方、今後どのように「共創パートナー」となりうる関係人口を獲得するかが課題となっている。

〔目指すべき方向性〕

① デジタル技術を活用した関係人口施策に取り組み、本市の地域課題の解決と新たな価値創出に主体的に参画する関係人口の獲得を図ります。

② 多様な人材が還流することによる幅広い関係人口の獲得を図ります。

〔主な施策〕

① 関係人口による浜田市共創パートナー構築

- ▶ デジタル技術を活用し、関係人口の活動の質を可視化・評価できる仕組みとして、有料型の会員制度を導入します。
- ▶ DAO(自律分散型組織)等の実装により、地域内外の人材が混ざり合い、新しい価値を共に創造するプラットフォームを構築します。

② 滞在型関係人口創出

- ▶ 多様な人材が還流することのできる仕組みとして、短期及び中長期滞在型の留学制度を構築します。

5 協働によるまちづくり

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
地域内での助け合い・支え合い意識	市民アンケート調査において「いざという時に近所や地域で助け合える関係性がある」と回答した住民の割合	調整中	調整中
市民協働活性化事業件数	多様な世代が参画できる交流事業・イベントの事業件数	調整中	調整中
地域住民等による協働の認知度	市民アンケート調査において「協働」という言葉や考え方について知っている」と回答した住民の割合	調整中	調整中

〔現状と課題〕

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地域の担い手不足や活動の形骸化が深刻化しています。また、住民ニーズの多様化やデジタル化の進展等、地域を取り巻く環境の変化への対応が必要です。こうした現状に対応するため「浜田市協働のまちづくり推進条例」の理念共有と、「浜田市協働のまちづくり推進計画」において、市が行う必要な取組を評価・検証し、協働のまちづくりの推進を図ってまいりました。

今後は「浜田市総合振興計画」に「浜田市協働のまちづくり推進計画」を組み込み、これまでの理念を基に実効性の高い施策の展開へと移行し、協働のまちづくりを推進することで、多様な主体が協働し、自主的・主体的に地域課題を解決できる仕組みの再構築を進めてまいります。

〔目指すべき方向性〕

- ① 日常的な地域内の絆を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるコミュニティを形成し、組織の維持に向けデジタルの活用も踏まえた業務負担軽減と運営基盤の強化を図ります。
- ② 若者、子育て世代、移住者、NPO、事業者など、幅広い人材が地域活動に関わりやすい環境を整え、多様な主体による協働のまちづくりを推進します。
- ③ 住民主体の活動を支援することで地域の個性を生かした持続可能なまちづくりを推進します。また、まちづくりセンターを拠点に、市民・行政・事業者が多様な課題や情報を共有し連携を深めます。
- ④ 高等教育機関と地域が互いの強みを生かし、地域の活力創出につなげます。

〔主な施策〕

- ① 地域自治組織・コミュニティ組織の運営支援
 - ▶ 地区まちづくり推進委員会や町内会等の取組を支援するとともに、地域の特色や個性を活かした持続可能なまちづくりを支援します。
- ② コミュニティを担う人材育成と交流促進
 - ▶ 地域づくりを担う人材を育成するとともに多様な世代が参画できる交流の場を創出します。
- ③ 協働のまちづくりの推進
 - ▶ まちづくりセンターを拠点として地域住民や各種団体、事業者などを支援し、多様な主体との協働を推進します。
- ④ 地域と高等教育機関との連携強化
 - ▶ 教育、研究成果や学生の活動を地域づくりに生かし、地域課題の解決や地域の魅力向上につなげます。

6 人権を尊重するまちづくりの推進

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
各種審議会等への女性の参画率の向上	各種審議会等への女性の参画率	調整中	調整中
政策や方針決定過程における女性の参画拡大	女性委員を含む各種審議会等の比率	調整中	調整中

〔現状と課題〕

現在もなお、同和問題を始めとする様々な人権侵害や不当な差別は依然として存在しており、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題も生じています。差別のない社会の構築に向けて、様々な人権問題について認識を深めるとともに、一人ひとりの個性や違いを尊重し、様々な文化を多様性として認め合い、共に支え合う「共生の心」を醸成する人権教育・啓発の推進が必要です。

性別による固定的な役割分担意識は徐々になくなりつつある一方で、家事、育児など家庭における役割を女性が担う割合は依然としては高く、加えて地域活動等の場における意思決定への女性の参画率は依然として低い状況です。男女共同参画社会の実現に向け、固定的な役割分担意識や、性別に関する思い込みや決めつけを解消していく取り組みが必要です。

〔目指すべき方向性〕

- ① 自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるように、市民、事業所、職員への人権研修の実施など、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を行い、様々な人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める取り組みを進めます。
- ② 性別や年齢に関わりなく、お互いを尊重しながら多様な生き方を選択し、誰もが自分らしく生活できるよう、性別役割分担意識や性差に関する偏見と固定観念の解消に取り組み、男女共同参画の意識づくりを推進します。また、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、施策や方針決定過程への女性の参画を推進します。

〔主な施策〕

① 「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」に基づく施策の推進

- ▶ 浜田市人権教育・啓発推進基本計画に盛り込まれた各施策を推進することにより、人権教育・啓発を推進します。

② 企業・大学・地域団体等との連携強化

- ▶ 浜田市男女共同参画推進計画に盛り込まれた各施策を推進することにより、企業・大学・地域団体等と連携し、男女共同参画の取組を推進します。

7 人材の確保

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
県外進学者の市内企業就職者数	県外へ進学した学生のうち、市内企業へ就職した人数	調整中	調整中
合同企業説明会等の参加学生数	学生と地域企業との接点創出の成果を示す指標	調整中	調整中

〔現状と課題〕

現在、石見地域では、人材還流に向けた自治体間の広域連携体制が十分に構築されておらず、学生への情報発信や企業とのマッチングを地域一体で進める仕組みが不足しています。また、高校卒業後、多くの学生が広島県をはじめとする山陽方面を中心に県外へ進学し、卒業後も都市部へ就職するため、若年人材の流出が続き、地域企業の人材確保が課題となっています。さらに、学生と地元企業が接点を持つ機会が少なく、地元就職を進路の選択肢として認識しにくい状況です。一方で、企業側も採用活動や情報発信、インターンシップ等の受入体制が十分ではなく、学生に自社の魅力を効果的に伝えられていません。

〔目指すべき方向性〕

- ① 石見地域の自治体、企業、島根県をはじめとする関係機関が連携し、地域一体となって人材還流を推進する体制を構築します。
- ② 県外へ進学した学生との継続的なつながりを構築します。
- ③ 地域企業の採用力向上と福利厚生の充実、受入体制の強化を支援します。
- ④ 学生と地域企業が出会う機会を創出します。

〔主な施策〕

- ① 広域連携体制の構築
 - ▶ 石見地域の自治体、企業、県、大学、関係機関が連携した人材還流推進体制を構築します。
- ② 県外進学者との継続的な関係づくり及びUターン就職を後押しする支援の充実
 - ▶ 広島県域を中心とした学生への情報発信、交流機会の創出及び継続的なネットワークを構築し、地元就職を促進する支援を実施します。
- ③ 学生と地域企業のマッチング機会の創出
 - ▶ 石見版合同企業説明会、インターンシップ等を実施します。
- ④ 地域企業の採用力向上支援
 - ▶ 採用活動の伴走支援、採用力向上セミナーの実施、インターンシップ等の受入れに対する支援、福利厚生等の充実を目指します。

8 商工業の振興

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
挑戦する事業者・創業者数	支援機関による支援を行った創業・第二創業件数	調整中	調整中
新商品開発・販路拡大等に取り組む事業者数	新商品開発・販路拡大等に取り組む事業者数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

人口減少や若者の市外流出が続く中、市内企業では慢性的な人手不足や後継者不足が深刻化しており、事業継続そのものが課題となっています。また、物価・エネルギー価格の高騰により市内事業者の経営環境は厳しさを増しています。一方で、本市は豊かな地域資源や食・水産業など全国に誇れる強みを有しており、それらを活用した商品開発や販路拡大、新たな起業・創業につながる可能性を有しています。今後は、既存産業の競争力向上とともに、DX など時代の変化に対応した経営改革を支援し、多様な働き方の実現や新たな産業の創出を支援し、若者や UI ターン人材が「浜田で働きたい」「浜田で挑戦したい」と思える地域経済を構築していく必要があります。

〔目指すべき方向性〕

- ① 挑戦する事業者・創業者の育成として、起業・第二創業・新事業展開を積極的に後押しします。
- ② 地域企業の「稼ぐ力」の強化として、生産性向上、付加価値向上、販路拡大、雇用機会の拡大を支援します。
- ③ DX 等デジタル技術を活用することによる持続可能な地域産業への転換を推進し、企業競争力を高めます。

〔主な施策〕

① 起業・事業承継・新事業創出の推進

- ▶ 多様な起業・創業への挑戦を支援するとともに、第二創業や新分野への進出、円滑な事業承継を総合的に後押しし、地域産業の新陳代謝を促進します。また、商店街の空き店舗を地域資源として有効活用し、IT・事務系企業の企業誘致をはじめ、新たな事業者の参入やにぎわいの創出につなげることで、持続可能で活力ある地域経済の形成を目指します。

② 企業・大学・地域団体等との連携強化

- ▶ デジタル技術の活用や省力化設備の導入を促進し、生産性向上と企業の経営基盤の強化を図ります。また、市内企業の販路拡大や海外展開、地域資源を生かした商品開発・ブランド化を支援し、付加価値の高い産業の育成を進めます。さらに、適正な価格転嫁や経営改善を後押しすることで、地域企業の稼ぐ力を高め、持続的な地域経済の発展につなげます。

9 水産業の振興

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
浜田漁港の水揚量	浜田漁港で水揚げされた水産物の総量	調整中	調整中
浜田漁港の水揚高	浜田漁港で水揚げされた水産物の総金額	調整中	調整中

〔現状と課題〕

水産業の現状は、「どんちっち三魚」など多岐にわたる高品質な水産資源に恵まれていますが、気候変動による深刻な不漁や、主力である沖合底びき網漁業・まき網漁業の船団減少により、水揚量が最盛期から大幅に減少しています。さらに、漁業従事者の高齢化や後継者不足、冷凍冷蔵庫不足による物流機能の低下も重なり、生産基盤の弱体化が大きな課題です。一方で、県外企業の進出や漁協による冷凍冷蔵庫整備など新たな動きが発生するなど、本市の水産業は大きな転換点を迎えており、水揚量の確保をはじめ、担い手確保、ブランド戦略の再構築など官民一体となった推進体制の構築が求められています。

〔目指すべき方向性〕

- ① 水産関連産業を支える「水産物の確保」に向け、浜田漁港の水揚量拡大を目指します。
- ② 水産業の持続可能な未来に向け、新たな漁業従事者の確保と育成を目指します。
- ③ 浜田産水産物の地域内外への普及に向け、ブランド化をはじめとする付加価値向上の取組を推進します。
- ④ 浜田の水産物を市民生活に根付かせるため、食育や魚食普及の活動を推進します。
- ⑤ はまだお魚市場を中心に、市民をはじめ多くの人が行き交う要衝として、にぎわいあふれる浜田漁港の実現を目指します。

〔主な施策〕

- ① 水揚量確保対策の実施
 - ▶ 水産関係者等と連携し、地元漁船存続対策、外来船誘致、冷凍冷蔵庫等陸上施設強化など水揚量増大の取組を推進します。
- ② 担い手確保対策の実施
 - ▶ 企業、学校、漁協等と連携し、漁業従事者の担い手確保の取組を推進します。
- ③ ブランド化および付加価値向上の推進
 - ▶ 市内内外の水産関係者、企業、団体等と連携し、浜田産水産物のブランド力を高め、販路拡大や消費拡大につなげます。
- ④ 食育・魚食普及活動の推進
 - ▶ 地域、学校、企業等と連携し、市民が浜田産水産物を身近に感じ、日常的に消費する機会を増やします。
- ⑤ はまだお魚市場を中心とした賑わい創出の実施
 - ▶ はまだお魚市場を中心に必要となる機能に関する検討、取組を推進します。

10 農業の振興

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
有機農業の面積拡大	環境直払交付金の交付対象面積	調整中	調整中

〔現状と課題〕

本市は農地の大半が中山間地域にあり、小規模な水稻経営が大半を占めており、農業従事者の高齢化と後継者不足が課題となっています。これにより耕作放棄地の増加や、農地の集約・効率化の遅れが生じています。また、資材高騰などによる収益性の低下に加え、イノシシなどによる有害鳥獣被害も営農意欲を減退させています。今後は、担い手の確保や、スマート農業による生産性向上、収益性の高い品目への転換が急務となっています。

〔目指すべき方向性〕

- ① 環境保全と付加価値向上を両立し稼げる農業を確立するため、有機農業をはじめとする環境負荷低減の営農を推進します。
- ② 将来にわたって農業で安定して稼げる仕組みを作るため、持続可能な営農体制の構築を推進します。
- ③ 地域の農地とコミュニティを将来にわたって維持するため、多様な担い手の育成・確保を推進します。
- ④ 担い手への農地集積と効率的な生産体制の構築を目指し、災害に強く生産性の高い農地の基盤整備を計画的に推進します。

〔主な施策〕

- ① **オーガニックビレッジ構想の名実化**
 - ▶ 有機米の生産拡大や露地野菜の導入による新たな経営モデルの確立、市内での消費拡大などの取組を推進します。
- ② **持続可能な営農体制の構築**
 - ▶ 中心経営体と地域が連携した持続可能な集落営農の仕組みづくりと、3果樹(大粒ぶどう・西条柿・赤梨)の生産体制の強化を支援します。
- ③ **担い手の確保**
 - ▶ 認定農業者の支援、新規就農者の確保や定着支援など、多様な担い手の確保を推進します。
- ④ **圃場整備事業の実施**
 - ▶ 農地を大区画化し作業効率と維持管理を高める圃場整備を推進します。
- ⑤ **学校給食における地産地消の仕組みづくり**
 - ▶ 地元産食材を学校給食へ安定的かつ持続的に供給する仕組みを構築します。

11 林業の振興

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
油圧集材機による架線集材の推進	架線集材機による素材生産量の増加	調整中	調整中
木育の推進	山を身近に感じさせる仕組みづくり 薪ストーブ、食器、遊具	調整中	調整中
公共建築物の木造・木質化	木材利用促進基本計画の活用。(市の意識を高める)町の中に木を使用しているというアピール。	調整中	調整中

〔現状と課題〕

本市の林業は、担い手の高齢化に伴う深刻な従事者不足に直面しています。木材価格の長期的な低迷によって全体の収益性が低下していることに加え、険しい地形などから伐採や搬出のコストが高騰している点が大きな課題です。丸太の販売価格に対して得られる利益が非常に薄いため、新規就業者などの労働力が定着しにくく、結果として間伐などの必要な森林整備が十分に進行しない悪循環に陥っています。今後は持続可能な森林管理に向けて、効率的な集約化やコスト削減、就業支援といった多角的な対策が急務となっています。

〔目指すべき方向性〕

- ① 労働生産性の向上による生産コストの低減と木材の有利販売による収入の増加を推進する。
- ② 森林環境譲与税を活用した森林整備、人材育成、担い手の確保及び木材利用促進、普及啓発を推進する。
- ③ 木材の安定供給と需要拡大を推進する。
- ④ 「伐って、使って、植えて、育てる」循環する木のまちを推進する。

〔主な施策〕

- ① 油圧集材機による架線集材の推進
 - ▶ 広葉樹の可能性を追求する。
- ② 木育の推進
 - ▶ 山を身近に感じさせる仕組みづくり 薪ストーブ、食器、遊具
- ③ 公共建築物の木造・木質化
 - ▶ 木材利用促進基本計画の活用。(市の意識を高める)町の中に木を使用しているというアピール。

12 観光交流の推進

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
観光入込客延べ数	観光地点及び行祭事・イベントごとに計測した入込客数を単純合計した入込客の総数	調整中	調整中
宿泊者延べ数	1日単位でみた宿泊客の人数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

石見神楽、日本海の豊かな食、温泉、自然景観などの観光資源を有し、観光入込客数はコロナ禍から回復傾向にあるものの、近年は伸び悩みも見られる。また、宿泊客数や観光消費額のさらなる拡大が課題であり、日帰り利用の割合が高い状況が続いている。加えて、観光地間の周遊、情報発信力の強化が課題である。今後は、多様な観光資源を結び付けた滞在型・周遊型観光の推進、情報発信、地域・事業者・行政が連携した持続可能で稼ぐ観光地域づくりを進めることが求められる。

〔目指すべき方向性〕

- ① 食を観光の柱とした地域ブランドの確立を進めます。
- ② 石見神楽・温泉・食の魅力を融合し、浜田ならではの観光価値を高めます。
- ③ 広域からの誘客を促進し、宿泊・周遊につながる観光を推進します。

〔主な施策〕

- ① 食を観光の柱とした魅力ある観光コンテンツの創出
 - ▶ 民間企業の専門的なノウハウを生かした観光コンテンツの創出を推進します。
- ② 石見神楽・食・温泉を活かした滞在型・周遊型観光の推進
 - ▶ 石見神楽、食、温泉、美肌などの地域資源を組み合わせた魅力ある観光コンテンツを創出するとともに、民間事業者等と連携して観光商品の造成、プロモーション及び販売に取り組み、観光客の滞在時間の延伸と周遊促進を図ります。
- ③ 広域連携による戦略的なプロモーションの推進
 - ▶ 島根県観光連盟、企業等と連携し、本市を含めた広域プロモーションを推進します。

13 社会教育の推進

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
学びに関する実感	市民アンケート調査において「学びたいことを学べる機会がある」と答えた人割合	調整中	調整中
まちづくりセンターの社会教育士の配置率	まちづくりセンターに社会教育士が1人以上配置されている割合	調整中	調整中

〔現状と課題〕

人口減少や少子高齢化の進行に加え、価値観やライフスタイルの変化により、市民の学習ニーズはますます多様化しています。また、社会教育活動への参加者や地域活動の担い手は減少傾向にあり、学びの機会や地域のつながりが希薄化しています。

一方、デジタル化の進展や社会環境の変化に対応した新たな学習機会の提供や、誰もが学ぶことができる環境づくりも求められています。

学びを個人の成長にとどめず、人と人とのつながりや地域活動、協働のまちづくりにつなげる仕組みを充実させることが重要となっています。

〔目指すべき方向性〕

- ① 誰もが生涯にわたって学び続けることができ、自らの生きがいを高めたり、その学びを地域活動や社会貢献へとつなげたりすることで、一人ひとりの豊かな暮らしと地域の活力を生み出す社会教育を推進します。
- ② まちづくりセンターや図書館などの社会教育施設を学びと交流の拠点として充実させるとともに、多様な主体との連携を図りながら、誰もが学びやすい環境を整えます。

〔主な施策〕

① 社会教育士の充実

- ▶ 全まちづくりセンターに社会教育士を配置します。また、対話と協働を強みとする社会教育士の活躍の場を創出し、「自らの手で地域を良くしたい」という住民の主体性を引き出し、まちづくりセンター等で実施する事業のさらなる効果向上を図ります。

② まちづくり活動団体の支援員等の育成

- ▶ 地区サポーターやまちづくりコーディネーター等が活動において必要となるファシリテーション能力やコミュニケーション能力のスキル向上を図ります。

③ 社会教育施設の学びと対話の強化

- ▶ 図書館を学びの拠点化し、こども美術館の機能強化を図ります。

④ 図書館機能の強化

- ▶ 「読む」「集う」「学ぶ」機能を総合的に展開し、地域共創に寄与します。

14 歴史・文化の伝承と創造

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
教育施設の満足度	ミュージアムスクール・出張ワークショップ実施に対する教育施設の満足度	調整中	調整中

〔現状と課題〕

本市には、歴史や伝統芸能、祭り、文化活動などの貴重な歴史・文化資源が受け継がれ、地域住民や関係団体による保存・継承活動が行われています。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、担い手不足や活動の継続が課題となっています。また、ライフスタイルの変化により、市民が地域の歴史や文化に触れる機会が減少し、次世代への継承が懸念されています。

今後は、歴史・文化資源の保存・活用を進めるとともに、学びや体験の機会の充実や情報発信を図り、郷土への愛着と誇りを育みながら、歴史・文化を未来へ継承していくことが必要です。

また、文化施設の知見や特色を生かした取組を教育現場と連携して推進し、将来を担うこどもたちの豊かな感性や創造力を育むことが求められています。

〔目指すべき方向性〕

- ① 文化施設や市民団体が取り組むイベント等への支援や情報発信を充実し、市民が主体となった文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくりに取り組みます。
- ② 文化施設が有する知見や特色を生かし、教育現場と連携した浜田らしい取組を推進することで、将来を担うこどもたちの豊かな感性や創造力を育みます。
- ③ 浜田市文化財保存活用地域計画に基づき、計画的に調査・保存・活用を進めるとともに、地域の歴史・文化を学び親しむ環境を整備し、郷土への理解と愛着を育みながら次世代へ継承します。

〔主な施策〕

- ① 文化の伝承と創造の推進
 - ▶ 各文化施設や市民団体等が取り組むイベント等の情報発信を行い、市民が文化活動に触れる機会の充実を図ります。
- ② 文化施設と教育現場との協働事業の推進
 - ▶ 世界こども美術館が持つ知見やネットワークを活用しながら、関係機関と連携し、こどもの創造性や豊かな感性を育む教育活動を展開します。
- ③ 文化施設の老朽化対策
 - ▶ 文化施設の老朽化対策の方針を定め、文化の拠点施設を維持します。
- ④ 石見神楽の文化財指定に向けた有識者等との調査
 - ▶ 石見神楽の文化財指定に向けた専門委員会を設置し、その議論を踏まえ調査報告書として取りまとめ、文化財指定の可能性を整理します。
- ⑤ 浜田城跡の調査研究の推進
 - ▶ 浜田城跡の調査・研究を計画的・継続的に実施し、国の史跡指定を目指します。

15 スポーツの振興

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
軽スポーツ事業開催回数の増加	市等が開催する軽スポーツ事業の開催回数	調整中	調整中
トップアスリート事業開催回数の増加	市等が開催するトップアスリートによる教室等の開催回数	調整中	調整中
学校開放利用者数の増加	学校開放事業の年間利用件数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

本市の人口減少が進む中、スポーツに触れる市民は新型コロナウイルスの影響により一時減少したが、その後回復傾向にあり、近年は横ばいで推移しています。また、競技スポーツのみでなく、健康と体力の維持やストレス解消、人とのつながりを目的とした生涯スポーツの活動も盛んです。しかし、人口減少や近年の異常気象等によりスポーツ人口は減少傾向にあり、各競技団体の活動の継続が困難になりつつあります。

各競技において国を背負って活躍する選手や地元を拠点とするチームの活躍は、市民や次世代を担うこどもたちに夢と希望を与えてくれていますが、より一層のスポーツ振興を図っていくうえでは、市民が一生涯にわたりスポーツに触れる機会を提供することやスポーツができる環境の整備を進めていく必要があります。

〔目指すべき方向性〕

- ① 生涯スポーツの推進のため、スポーツ関係団体やスポーツ推進委員会を中心に、スポーツリーダーの人材育成に取り組みます。生涯スポーツ社会の実現を目指すため、スポーツ関係団体やスポーツ推進委員会との連携により、生涯スポーツ事業を展開します。
- ② 競技スポーツの推進のため、選手のみでなく、指導者も含めた人材育成に取り組み、競技力の向上と競技人口の拡大を図ります。
- ③ 生涯スポーツ及び競技スポーツの推進のため、スポーツ施設のみでは不足している施設の補完として学校施設を活用します。

〔主な施策〕

- ① 生涯スポーツの推進
 - ▶ 「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに親しむ機会を広く提供することにより、スポーツリーダーが中心となり事業を推進します。
- ② 競技スポーツの推進
 - ▶ トップアスリートの経験や指導に触れる機会を提供します。
- ③ スポーツができる環境の整備
 - ▶ スポーツ施設の適正な配置や整備に加え、スポーツの実施に必要な施設として学校施設を開放します。

16 公共施設マネジメントの推進

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
公共施設 延床面積	計画期間内に削減・集約する公共施設の延床面積	調整中	調整中
財政効果(収入・削減額)	遊休財産(未利用の財産)及び今後未利用となることが予定されている財産の売却額、新規貸付収入額	調整中	調整中

〔現状と課題〕

合併当初から現在にかけて本市の公共施設等の総量は順調に削減されてきたものの、その半数以上が築 30 年を超え、老朽化対策が急務となっています。さらに、昨今の物価高騰による資材費や人件費の上昇を受け、改修・更新(建替え)の事業費は想定以上に膨らんでいます。

こうした現状に対し、今後は施設とそこで提供する機能・サービスを分けて捉える視点が不可欠です。利用頻度の低い施設や目的を果たした施設の見直しを進め、できる限り行政機能を維持しながらも、施設総量を抑制する再配置を推進しなければなりません。限られた人的・財政的資源の中で持続可能な運営を実現するため、公共施設の集約化・効率化を通じた抜本的な行政経営への転換に取り組めます。

〔目指すべき方向性〕

- ① 「施設の維持」から「機能・サービスの持続」へ発想を転換し、施設の統合や複合化を推進することで、機能を保ちながら総量を縮減し、人口規模に応じた適正な再配置を進めます。
- ② 点検・診断等の結果に基づき、施設の事後保全から予防保全へ転換します。施設やインフラの長寿命化を進め、維持管理費の平準化と施設の更新順位の公正化を図ります。
- ③ 遊休財産は速やかに用途廃止や除却を行い、維持管理費の節減を図るとともに、価値のある資産は売却や貸付けを進め、行政資源を最適化します。

〔主な施策〕

① 統廃合・複合化の推進

- ▶ 第 3 期公共施設再配置実施計画の進捗管理を実施することにより、公共施設の適正配置を推進する。

② 未利用資産の活用

- ▶ 浜田市市有財産利活用方針に基づき、浜田市市有財産売却計画を毎年見直ししながら、遊休財産を計画的に売却等の処分や利活用を行う。

17 持続可能な財政基盤の確立

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
実質公債費比率を健全な水準に維持	地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となり、公債費負担適正化計画の策定が求められる18%未満を維持する	調整中	調整中

〔現状と課題〕

少子高齢化による人口減少、社会保障経費の一層の増大に加え、インフレ下における金利上昇局面により利払い負担の一層の増加や国際情勢による燃料や物価の高騰などの影響が見通せない中で、財政運営は先行きが不透明な状況が続いています。

このような状況下において、中長期的な課題を見据え、将来世代の負担を考慮しながら、安定的かつ継続的に行政サービスを提供できる財政基盤を確保・維持していく必要があります。

〔目指すべき方向性〕

- ① 既存の事務事業について、成果、必要性等を検証しつつ、必要な投資を行いながら、目的や対象が類似する事業の統廃合を進めるなど、「最小の経費で最大の効果」を挙げることを目指して、行政効果の最適化を推進します。
- ② ふるさと寄附の取組強化や収納率の向上等による自主財源の確保に引き続き取り組みます。
- ③ 計画的な地方債管理等、中長期的な財政状況の把握に基づき、実質公債費比率や将来負担比率を健全な水準に保つなど、次世代に負担を残さない財政運営を推進します。

〔主な施策〕

- ① 中長期的な財政運営
 - ▶ 財政の健全性を維持しつつ、浜田市総合振興計画に掲げる施策を力強く推し進めるために中長期的な視点での財政運営を行います。具体的には、10年間の中期財政計画及び見通しを作成し、毎年度ローリングを行います。
- ② 自主財源の確保
 - ▶ ふるさと寄附の取組強化や市有財産の売却や貸付といった積極的な活用、収納率の向上等による自主財源の確保に引き続き取り組みます。

18 効果的な行政運営の推進

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
デジタル化に関する実感	市民アンケート調査において「行政サービスのデジタル化が進んでいる」と答えた人の割合	調整中	調整中

〔現状と課題〕

社会経済情勢やデジタル技術の進展など、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、市民ニーズや行政課題は多様化・複雑化しています。

一方、限られた人員や財源の中で質の高い行政サービスを提供し続けるためには、業務の効率化やデジタル技術の活用、組織力の強化など、行政経営の見直しが求められています。

また、市民から信頼される行政であり続けるため、透明性の確保や説明責任の充実、市民との対話を重視した行政運営を進めることも重要となっています。

〔目指すべき方向性〕

- ① デジタル技術の活用や業務改善を進め、限られた経営資源を有効に活用しながら、効率的で質の高い行政サービスを提供します。
- ② 職員の能力向上や組織力の強化を図るとともに、行政運営の透明性や説明責任を高め、市民から信頼される持続可能な行政運営を推進します。

〔主な施策〕

- ① デジタル技術を活用した行政サービスの向上
 - ▶ デジタル技術の活用と業務改善を一体的に進め、行政サービスの利便性向上と業務の効率化を図ります。
- ② 人材育成と組織力の強化
 - ▶ 職員一人ひとりの能力向上を図るとともに、社会環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりを進めます。
- ③ 行政評価と継続的な改善
 - ▶ 施策や事業の成果を検証し、評価結果を行政運営の改善につなげることで、効果的な行政経営を推進します。

19 安全安心なまちづくりの推進

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
防災出前講座の開催回数	防災出前講座の開催回数	調整中	調整中
自主防災組織の防災士所属率	自主防災組織の防災士所属率	調整中	調整中
通学路防犯カメラ設置による体感治安の向上	保護者へのアンケート	調整中	調整中

〔現状と課題〕

全国的に集中豪雨の頻度が高まり、洪水害、土砂災害は激甚化する傾向にあります。また大地震も全国で多発しており、高まる災害リスクに備え、官民一体となった対策が求められています。災害時の応急対策として避難行動を中心とした訓練・啓発が求められる一方、公助としての備蓄品や資機材等の充実や、災害協定等による緊急調達等の準備を進めていく必要があります。

人間関係の希薄化で地域防犯力の向上が急務です。ニセ警察官や SNS 型投資・ロマンス詐欺、こどもへの不審者事案が相次ぎ、地域一丸の防犯体制強化が求められます。交通面では、高齢化に伴う安全な交通環境の整備が急務なほか、実践的な指導や見守りボランティア等との連携によるこどもの登下校時の安全対策が不可欠です。

〔目指すべき方向性〕

- ① 災害から身を守る自助の推進。災害による被害を最小にするためには、自身と家族の命を守る準備と、適時適切な避難行動が基本である。
- ② 自助を補う共助の推進。個人ではなかなか意識を向けにくい自助活動を効果的に促すのは、行政はもちろん、同じ災害リスクを抱える地域の繋がりからの働きかけが最も重要である。また、一人では避難できない方の支援など、地域の助けあいも共助の重要な要素である。
- ③ 住民の生命と財産を守る、公助の推進。平素から自助と共助の力を高め、関係機関との連携体制を整え、発災時には遅滞なく避難情報の発令等を行うことができるよう、設備の管理と共に訓練等により職員の対応力を高める。
- ④ 地域における防犯意識の高揚と犯罪のない地域社会の形成。こどもや高齢者等、配慮を要する人について、地域全体での「ながら見守り」活動や特殊詐欺等の被害防止を警察等と連携し、犯罪のない、犯罪を起こさせにくい地域社会の形成を行う。
- ⑤ 安全で快適な交通環境づくりを行うため、警察等と連携し、幼児から高齢者に至るまで各年齢層に応じた交通安全教育を進める。また、通学路の安全点検を実施して危険個所の対策も国、県、警察と協力して行う。

〔主な施策〕

- ① 適時適切な自助の防災活動の推進
 - ▶ ハザードマップや防災情報取得手段の普及啓発、総合防災訓練を始めとした避難訓練、防災出前講座等
- ② 自主防災組織を中心とした共助の防災活動の推進
 - ▶ 自主防災組織の新規設立支援、防災士を中心とした担い手育成、総合防災訓練を始めとした避難訓練、防災出前講座等
- ③ 災害時に住民の生命と財産を守る公助の準備と実施
 - ▶ 災害情報発信手段や備蓄品の管理、ハザードマップ、総合防災訓練、防災士養成、防災出前講座
- ④ 通学路における防犯カメラの増設
 - ▶ 市内小学校全校の通学路を対象に、防犯カメラを設置
- ⑤ 犯罪被害者等支援条例の制定

- ▶ 誰もが突然直面し得る事件・事故の被害者とその家族を地域社会全体で支え、二次被害を防ぎ生活再建を後押し

20 消防・救急体制の充実

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
救命講習等の普及啓発	救命講習等の受講者数の増加	調整中	調整中
地域体制づくり	まちかど救急ステーション認定及びまちかどAED事業の増加	調整中	調整中
防火の話・消火訓練実施回数	町内会等での訓練実施回数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

地域コミュニティの希薄化により、救急や火災、各種災害発生時における地域全体の防災・救援能力(共助の力)の低下が懸念されます。

救急出動は、大きな変動はなく横ばいで推移することが予想されます。引き続き迅速な病院前救護と円滑な救急搬送体制を継続する必要があります。

また、近年高齢者が犠牲になる住宅火災が発生しています。住宅用火災警報器等の普及を促し、市民の防災意識の高揚を図り、火災を発生させない環境をつくることが重要です。

多様化する災害に対応するためには、消防署、消防団及び各機関との連携が必要です。今後も、消防署、消防団及び各機関との合同訓練を行い、連携強化することが重要となります。

〔目指すべき方向性〕

- ① 市民の生命を守ることを再優先とし、災害時に迅速かつ効果的に対応するため、消防力の適正配置による基盤の整備を検討し、装備等の充実を図ります。
- ② AEDの設置促進や救命講習等の普及により、地域の救命体制の充実を図ります。
- ③ 市民の防火意識を高めるため、町内会における訓練の機会を捉え、防火の話や消火訓練を実施し、火災予防の普及啓発を図るとともに、広報媒体を活用した火災予防広報に努めます。
- ④ 地域や関係機関との連携を強化し、地域の防災力及び救急対応力の強化を図ります。

〔主な施策〕

- ① 消防本部・消防署の体制強化
 - ▶ 消防本部庁舎の移転新築、消防署の体制・配置について検討します。
- ② 救命講習等の普及啓発
 - ▶ 救命講習を受講していただき、心肺蘇生法の普及を図ります。
- ③ まちかど救急ステーション認定及びまちかどAED事業
 - ▶ AEDの貸し出しや応急手当に協力する事業所と連携し、救急車が到着するまでに素早い救命処置を行える地域体制をつくっています。
- ④ 防火講話、消火訓練の実施
 - ▶ 訓練を通じて火災予防の普及啓発を図ります。
- ⑤ 各種合同訓練の実施
 - ▶ 消防団、各関係機関と連携を図るために合同訓練を行います。

21 公共交通の充実

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
敬老福祉乗車券交付事業の申請者数の増加	敬老福祉乗車券の交付者数	調整中	調整中
生活路線バスの利用者数の維持	市全体で運行する生活路線バスの1便あたりの利用人数	調整中	調整中
新たな交通施策への取組の実施	利用ニーズに対応した交通施策の取組件数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

自家用車の普及・拡大と人口減少の影響により、路線バス等の公共交通機関は減少傾向にあります。

一方で、自家用車が運転できない高齢者等にとって、公共交通は不可欠なサービスです。安心して生活(通院、買い物)できる交通手段の確保民間路線バスの運行に加え、市生活路線バスや予約型乗合タクシーを運行しています。また、敬老福祉乗車券交付事業やあいのリタクシー等運行支援事業による移動支援策を実施しています。

将来に渡って持続可能な公共交通サービスを展開するためには、限られた財源の中で公共交通サービスを維持するため、市民・交通事業者・行政が協働し、現行の交通網の再編や新たな施策の導入などに取り組む必要があります。

〔目指すべき方向性〕

- ① 地域の特性に対応し、高齢者等の公共交通利用者のニーズに合った交通手段を確保します。
- ② 需要に応じた効率的で持続可能な交通体系の構築を目指します。
- ③ 公共交通を利用しやすい環境づくりや利用促進に取り組めます。

〔主な施策〕

- ① 高齢者や地域のニーズに応じた交通手段の確保
 - ▶ 地域と交通事業者が連携した、「ドア・トゥ・ドア型」の移動手段の確保や支援に取り組み、敬老福祉乗車券による運賃負担軽減を行い高齢者の外出支援を行います。
- ② 効率的で持続可能な交通体系の構築
 - ▶ 通勤・通学・通院・買い物等の市民生活に必要な路線バスや予約型乗合タクシー等の維持確保に努めます。同時に効率的な運行の見直しを定期的に行い、財政負担の軽減を図ります。
- ③ 利用しやすい交通環境の整備
 - ▶ 乗り継ぎしやすいダイヤの設定や、予約システムなど新たな技術の導入検討を行い、誰もが利用しやすい環境の整備を行います。

22 医療体制の充実

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
浜田医療センター附属看護学校入学者数	看護学生支援事業等の実施により入学者定員40人の確保	調整中	調整中
浜田医療センター臨床研修医獲得数の維持	浜田医療センターと医学生の医師臨床研修マッチングのマッチ率	調整中	調整中

〔現状と課題〕

本市では、高齢化率が40%に迫る中、急激な人口減少と少子高齢化の中、中核病院である浜田医療センターでの特定の診療科の医師不足や、民間医療機関の医師の高齢化・後継者不足が深刻化しています。医療ニーズが増す一方で、地域医療を支える医療体制の維持が大きな課題となっています。

また、少子高齢化や若手層の流出等により、看護職員や医療技術職の確保が困難な状況となっています。地域医療の持続可能性を守るため、進路選択、進学から現場定着まで一貫した対策の構築が課題として挙げられます。

〔目指すべき方向性〕

- ① 地域住民が安心して医療が受けられるよう、地域医療を維持するために必要な対策について、市内医療機関と連携して取り組みます。
- ② 限られた医師や病床などの医療資源が効率的かつ有効に活用されるよう、浜田圏域としての医療機能の分化と連携を進めます。
- ③ 県内唯一の医師養成大学である島根大学医学部や島根県との連携を強化し、地元出身医学生の育成と医師の定着につなげます。
- ④ 浜田医療センター附属看護学校と看護職員を目指す若者を積極的に支援し、市内医療機関で勤務する看護職員を確保します。

〔主な施策〕

- ① **へき地・救急医療の維持**
 - ▶ 国保診療所と休日応急診療所を維持し、地域住民の安全安心な生活を守ります。
- ② **浜田圏域の医療体制確立**
 - ▶ 浜田医療センターと済生会江津総合病院の役割を明確にするとともに浜田医療センターの医療機能を維持するための支援を行います。
- ③ **医療従事者の確保**
 - ▶ 島根県、島根大学医学部、看護学校等関係機関との連携を強化し、医師、看護職員等の医療従事者の確保に向けた取組を進めます。

23 健康づくりの推進

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
65歳の平均自立期間 (健康寿命)の延伸	島根県健康指標データベースシステムにおける65歳平均自立期間	調整中	調整中
地域や職域への出前講座の件数	地域や職域に対して、健康づくりに関する健康チェックや出前講座を実施した件数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

高血圧、糖尿病、がんなどの生活習慣病は、健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、医療費や介護認定率などにも大きな影響を与えています。平均寿命が延びてきている今日、元気で過ごせるよう、健康増進、生活習慣病予防、介護予防の取組や環境づくりについて、個人だけでなく、家庭や地域、職場などでの推進が求められています。

社会環境の複雑多様化は、精神的ストレスを増大させ、メンタルヘルスの重要性は高まっています。ひきこもりや自死防止も含めたライフステージに応じたこころの健康づくりや関係機関とのネットワークの充実が求められています。

ライフスタイルの多様化により食環境が変化する中で、地域の関係機関が連携して、市民の健全な食生活の実践に向けた取組や食文化の継承など、浜田の「食育」を推進することが求められています。

〔目指すべき方向性〕

- ① ライフステージごとの健康課題に対して、健康増進、生活習慣病(がん、高血圧、糖尿病)予防、介護予防などの取組を予防から重症化予防までの取組を推進します。
- ② 健康なまちづくりを目指して、地域、職域での健康づくり活動を、関係機関や健康づくりボランティア組織と連携して推進します。
- ③ メンタルヘルス対策として、ライフステージに応じ、自死防止も含めたこころの健康づくりの取組を推進します。関係団体との連携に努めます。
- ④ 食べることは生活の基本的な営みです。様々な関係機関や団体と地域における食育を総合的に推進します。

〔主な施策〕

- ① 生活習慣病の予防・介護予防など生涯にわたっての健康づくりの推進
 - ▶ 特定健診や各種がん検診、歯科検診などの各種検診や健康増進、介護予防など生涯にわたり、健康づくりを推進します。
- ② 地域・職域での健康づくりの推進
 - ▶ 地域や職域での健康づくり、介護予防の取組を推進し、いきいきと暮らせる健康なまちを目指します。
- ③ こころの健康づくりの推進
 - ▶ メンタルヘルスや自死防止、ひきこもり対策など、こころの健康づくりを推進します。
- ④ 食育の推進
 - ▶ 生涯にわたる健康的な生活習慣としての食育や地元の豊かな食文化の伝承や地産地消の推進、環境に配慮した総合的な食育を推進します。

24 高齢者福祉の充実

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
要介護認定率の抑制(要介護者のみ)	65歳以上の高齢者の内、要介護1から5までに該当する認定者の割合	調整中	調整中
認知症サポーター養成数	認知症への正しい理解を持ち、地域で温かく見守る「認知症サポーター」の累計養成人数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

本市では少子高齢化と人口減少が進行しており、高齢化率は全国平均を上回る高水準で推移しています。これに伴い、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加し、地域の見守り体制の強化や認知症対策、介護需要の増大への対応が急務となっています。また、中山間地域をはじめとする移動手段の確保や、福祉・介護人材の不足も深刻な課題です。持続可能な介護保険制度の運営を図りつつ、地域包括ケアシステムをさらに深化させ、予防から医療・介護・生活支援までが一体的に提供される体制の構築と、地域共生社会の実現が求められています。

〔目指すべき方向性〕

- ① 住み慣れた地域や身近な圏域内で自分らしく暮らし続けられる体制を整えます。
- ② 要介護状態への移行予防と心身の健康保持を図るとともに、高齢者が年齢にかかわらず生きがいを持って学び、働き、社会参加できる「生涯現役のまちづくり」を推進します。
- ③ 認知症サポーターの養成やネットワーク強化を進めるとともに、令和8年度から始まる重層的支援体制を通じて、属性を問わない相談・見守りネットワークを構築します。
- ④ 在宅介護を行う家族への支援策や、深刻化する担い手不足に対応する人材確保・定着支援を総合的に実施します。

〔主な施策〕

- ① 医療・介護連携と圏域内支援体制の充実
 - ▶ 医療ニーズの高い高齢者や看取り期にも対応できるよう、医療・介護関係機関の連携を強化し、圏域内で継続的なケアを受けられる仕組みを構築します。
- ② 介護予防・地域活動および「生涯現役」社会参加の推進
 - ▶ 住民主体の「通いの場」の拡充や、高齢者の就労・ボランティア等の社会参加を通じて、健康寿命の延伸と生涯現役で活躍できる地域活動を効果的に推進します。
- ③ 認知症施策の総合的展開と重層的支援体制に基づく相談・見守り
 - ▶ 認知症サポーターの養成等による見守り環境づくりに加え、重層的支援体制を軸とした属性を問わない包括的相談支援ネットワークを一体的に展開します。
- ④ 在宅介護支援・多様な住まいの確保と介護人材の定着支援
 - ▶ 家族介護者支援や医療系サービス、多様な住まいの整備を進めるとともに、多様な人材の参画促進や労働環境の改善により介護人材の定着を図ります。

25 障がい者福祉の充実

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
セミナー等参加者数	実施するネットワークづくりセミナー等に参加される企業・当事者・支援機関・行政等関係者の数	調整中	調整中

〔現状と課題〕

島根県の障がい者雇用に係る法定雇用率は全国的にも高い状況にあり、県内においても浜田圏域の法定雇用率は高い水準にあります。

このような状況にあるものの、浜田圏域において未だ求職を続けている障がい者は少なくないため、障がいがある方が自分らしく働きながら住み慣れた地域で暮らしていくための環境づくりが必要となっています。

〔目指すべき方向性〕

- ① 障がい理解の推進を図り、企業等への障がい者雇用に対する理解を促進します。
- ② 企業間のネットワークづくりを行い、障がい者雇用の有無にかかわらず情報共有し、相談し合える関係構築を行います。

〔主な施策〕

- ① 障がい理解の推進
 - ▶ 浜田圏域自立支援協議会各部会及びワーキング、その他関係機関と連携を図りながら、障がい理解の推進に係る取組を実施します。
- ② 企業・障がい当事者・支援機関等の連携
 - ▶ 自立支援協議会就労支援部会コアメンバー会議を中心に検討を行い、企業や障がい当事者同士が気軽に参加しながらあえる場の提供により、顔の見える関係づくりを行うことで、「障がい者雇用ができるかもしれない」という気持ちにつながる取組を実施します。

26 地域福祉の推進

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
民生児童委員の年間平均活動日数	民生児童委員の年間平均活動日数	調整中	調整中
個別避難計画の策定率	避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別避難計画を策定されている方の割合の維持	調整中	調整中

〔現状と課題〕

少子高齢化や人口減少、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域や家族のつながりが希薄になりつつあります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で支え合う体制の構築が求められています。

市民・関係団体・関係機関・行政がそれぞれ担う役割を果たしながら、協働して地域福祉を推進していくことが重要です。

特に、近年頻発する災害への備えとして、地域コミュニティの重要性が再認識されており、日常からのつながりや災害時における要援護者への支援体制の構築が求められています。

〔目指すべき方向性〕

- ① 地域のつながりを保つため、地域福祉活動団体等への支援を行います。
- ② 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画により、地域や関係団体等からの適切な支援体制の構築に努めます。
- ③ すべての人が健康で文化的な自立した暮らしを行うための支援を行います。

〔主な施策〕

- ① 地域福祉活動者・地域福祉活動団体への支援
 - ▶ 民生児童委員や浜田市社会福祉協議会など、地域福祉を担っておられる方への支援により、細やかな地域福祉への寄与に努めます。
- ② 避難行動要支援者名簿の活用強化
 - ▶ 市が作成する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用を推進します。
- ③ 低所得者等への支援
 - ▶ 仕事や生活に困っている人に対し、関係機関と連携した相談・支援に努めます。

27 快適な生活基盤の整備

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
污水处理人口普及率	本市の総人口に対する各污水处理施設(集合処理と個別処理)の区域内人口の割合	調整中	調整中
緊急または早期に対策を講ずべき橋梁の修繕完了率	要対策箇所に対する修繕が完了した箇所の割合	調整中	調整中
市道の落石要対策箇所の整備完了率	要対策箇所に対する整備が完了した箇所の割合	調整中	調整中
公共工事の平準化率	通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標	調整中	調整中

〔現状と課題〕

市の生活基盤を支える水道、污水处理、道路などの社会インフラは、市民生活や地域経済を支える重要な基盤であり、安全性・利便性を確保しながら、将来にわたり適切に維持・更新していくことが求められています。

水道については、施設や管路の老朽化が進み、更新需要が増加する一方、多額の財源や人材の確保が課題となっています。このため、優先度や老朽度を踏まえた計画的な更新や、官民連携などを活用した効率的な事業推進が必要です。

污水处理については、公共下水道や浄化槽などの整備を進めてきましたが、污水处理人口普及率は全国や県平均を下回っています。今後は、施設の適切な維持管理とともに、地域の実情に応じた効率的な污水处理を進める必要があります。

道路については、市道や農林道に加え、国道・県道の防災対策や道路施設の老朽化対策を計画的に進める必要があります。また、山陰道や浜田自動車道は地域経済や広域交流を支える重要な基盤ですが、暫定2車線区間が多く、通行止めが地域経済へ影響を及ぼすことから、高速道路ネットワークの早期整備が求められています。

さらに、インフラ整備・維持を担う地域の建設産業では、担い手不足が課題となっており、施工時期の平準化などを通じて、安定的な事業環境の確保や人材の確保・育成を進めることが重要です。

〔目指すべき方向性〕

- ① 将来の給水人口を見据えた施設規模の適正化に取り組みます。また、水道事業の効率化を図り、適正な価格での水道水の安定供給に努めます。
- ② 合併処理浄化槽の設置を推進し污水处理人口普及率の向上を目指します。
- ③ 自治体間や地域間を円滑に結び、市民の生活、経済・産業の発展、観光振興等を支える道路網の整備を推進します。
- ④ 安全で快適な道路環境を維持します。
- ⑤ 年間を通じて、公共工事の平準化を推進します。

〔主な施策〕

- ① **きれいで安全な水道水の供給**
 - ▶ 重要施設に接続する配水管を耐震管に更新し、安定給水を図ります。また、市街地の老朽化した基幹管路を耐震管に更新し、生活環境の安定と減災への備えを図ります。
- ② **污水处理施設の設置促進**
 - ▶ 合併処理浄化槽を設置する個人等に対し設置費用の一部を補助します。
- ③ **安全で快適な道路ネットワークづくり**
 - ▶ 山陰道の全線開通、浜田道の4車線化、国道や県道の改良促進に向けて要望活動を行うとともに、市道や農林道の計画的な整備に取り組みます。

④ 市道や農林道の安全対策の推進

- ▶ 健全度の低い橋梁の修繕を行うとともに、落石要対策箇所の整備を計画的に行います。

⑤ 公共工事の施工時期の平準化

- ▶ 公共工事の発注時期の調整や適切な工期設定を行います。

28 脱炭素社会の推進

〔政策の目標(KPI)〕

目標項目	説明	現状 (R8)	目標 (R12)
ごみ分別アプリのダウンロードの新規者数	脱炭素クイズやスタンプラリー機能が入ったごみ分別アプリの新たな利用者数を把握する	調整中	調整中
市の施設への再エネ由来電源の導入割合	市が所有する施設における使用電力を再エネ由来電力に順次切り替えていく	調整中	調整中
地域に寄与する脱炭素の施策の仕組みづくり数	エネルギーの地産地消と地域経済の循環のための仕組みづくりの条例や方針を策定していく	調整中	調整中

〔現状と課題〕

2022 年ゼロカーボンシティ表明をし、2024 年に浜田市地球温暖化対策実行計画を改定しました。これを基に各種の脱炭素施策を進めていますが、世界情勢の変化や日本経済の停滞、地域社会の理解と連携、市の財政負担の大きな等から思うように施策が進んで行かない現状があります。このような状況の中でも、地域が連携協力して各種脱炭素施策を創意工夫しながら展開していけるよう努めます。

〔目指すべき方向性〕

- ① 市民や事業者と共に地球温暖化対策を学び、省エネの推進や再エネの導入に繋がるよう啓発を行います。
- ② 市民や事業者が直接に再エネ設備を導入する事業に対して市として支援を行います。
- ③ 市の公共施設に直接に省エネ設備や再エネ設備を導入し、自ら脱炭素社会の構築に寄与します。
- ④ 脱炭素社会の構築や地球温暖化対策を進めることが地域社会の活性化に寄与する仕組みづくりを行います。

〔主な施策〕

- ① 市民と共に学ぶ環境づくり事業
 - ▶ 様々な情報媒体、研修会、出前講座等を活用し、市民や事業者と共通認識が持てるように広報活動を行います。
- ② 地域の再生可能エネルギー導入支援事業
 - ▶ 住宅や事務所等に太陽光や蓄電池などの再エネ設備の導入に対して補助します。
- ③ 公共施設への再生可能エネルギー導入事業
 - ▶ 公共施設へ再エネ電力を調達すると共に太陽光等の再エネ設備や LED 照明等の省エネ設備を導入します。
- ④ 地域に寄与する脱炭素施策の仕組みづくり
 - ▶ エネルギーの地産地消や地域経済の循環に寄与する仕組みをつくります。

第3次浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

日本の急速な少子高齢化と人口減少に対応し、地域経済の活性化や東京圏への一極集中の是正を目指すため、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の地方版総合戦略として策定するものです。

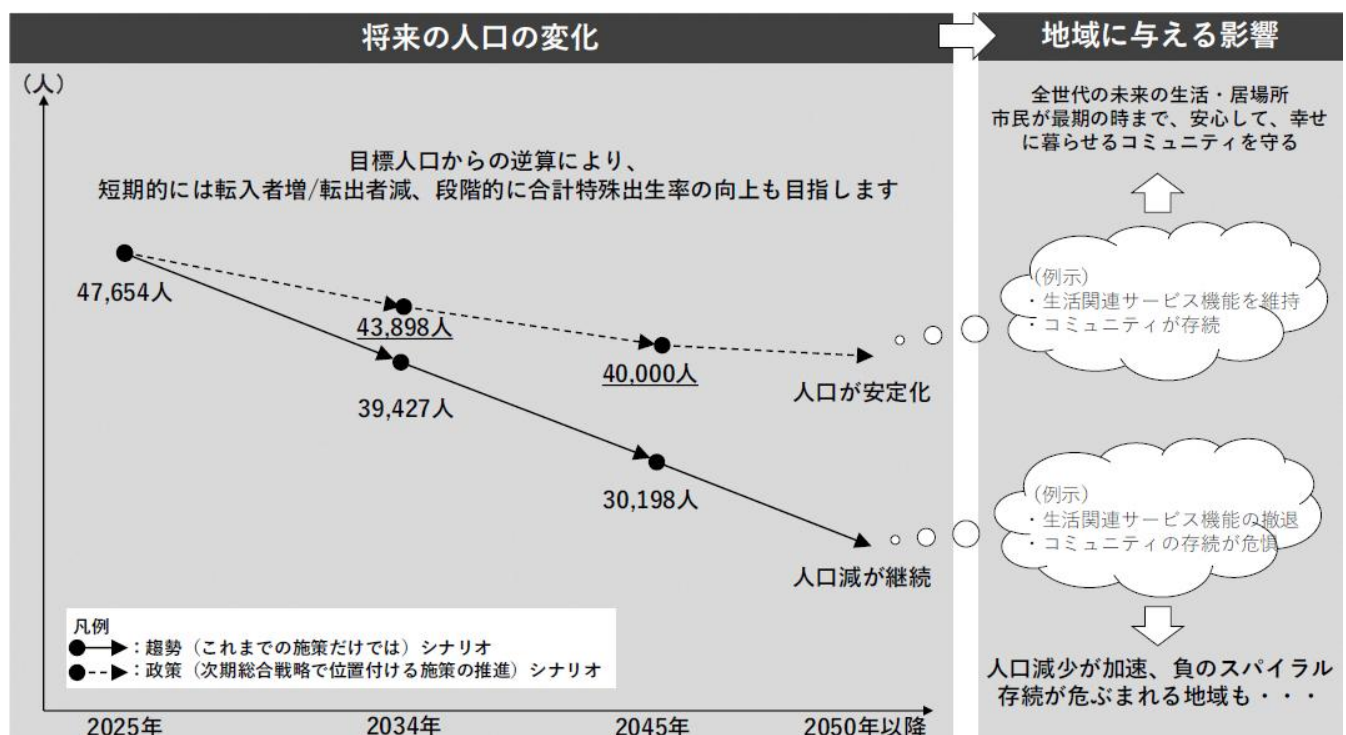
本市では、人口減少への対応を、単なる人口規模の維持ではなく、地域を担う人を育て、多様な人の関わりを生み出し、その力を地域の価値向上につなげる取組として総合的に推進するため、総合戦略を前期基本計画に包含します。

また、将来像の実現に向けて、「ふるさと教育」「関係人口創出」「若者還流」の3つの視点から施策を横断的に展開し、人口減少下においても持続可能な地域を目指します。

また、人が育ち、関わり、還る好循環を創出することで、浜田への誇りや愛着を育み、地域の価値向上につなげ、2045年に人口4万人を確保することを目指します。

【総合戦略の数値目標】

目標指標	現状(2025 年)	目標(2045 年)
人口	47,654 人	40,000 人
合計特殊出生率	1.64	2.07
社会増減数	▲362 人	+70 人



① ふるさと教育戦略

— 浜田への誇りと愛着を育み、未来の担い手を育てる —

こどもたちが浜田の自然、歴史、文化、産業など地域の魅力を学び、地域との関わりを深めることで、ふるさとへの誇りや愛着を育み、将来の地域を支える人材の育成につなげます。

【主な取組】

政策別計画から位置付け
現在調製中

【関連する政策】

- 1 こどもを安心して産み育てる環境づくり
- 2 学校教育の充実
- 3 青少年の健全育成
- 5 協働によるまちづくり
- 13 社会教育の推進
- 14 歴史・文化の伝承と創造
- 15 スポーツの振興

② 関係人口創出戦略

— 浜田と関わる人を増やし、多様な力を地域につなげる —

市民だけでなく、浜田に関心を持つ人、訪れる人、学ぶ人、働く人など、多様な人とのつながりを創出し、その関わりを地域づくりの力へつなげます。

【主な取組】

政策別計画から位置付け
現在調製中

【関連する政策】

- 4 関係人口の創出・拡大
- 5 協働によるまちづくり
- 7 人材の確保
- 8 商工業の振興
- 9 水産業の振興
- 10 農業の振興
- 11 林業の振興
- 12 観光交流の推進

③ 若者還流戦略

— 若者が浜田で働き、暮らし、活躍できる環境をつくる —

進学や就職を機に市外へ転出した若者が、将来的に浜田へ戻ることを選択できるよう、教育、産業、雇用、暮らしの環境を一体的に整えます。また、若者が地域と関わりながら挑戦できる機会を創出し、浜田で暮らす魅力を高めます。

【主な取組】

政策別計画から位置付け
現在調製中

【関連政策】

- 1 こどもを安心して産み育てる環境づくり
- 2 学校教育の充実
- 7 人材の確保
- 8 商工業の振興
- 9 水産業の振興
- 10 農業の振興
- 11 林業の振興
- 12 観光交流の推進
- 21 公共交通の充実
- 27 快適な生活基盤の整備

計画の概要

1 計画策定の趣旨

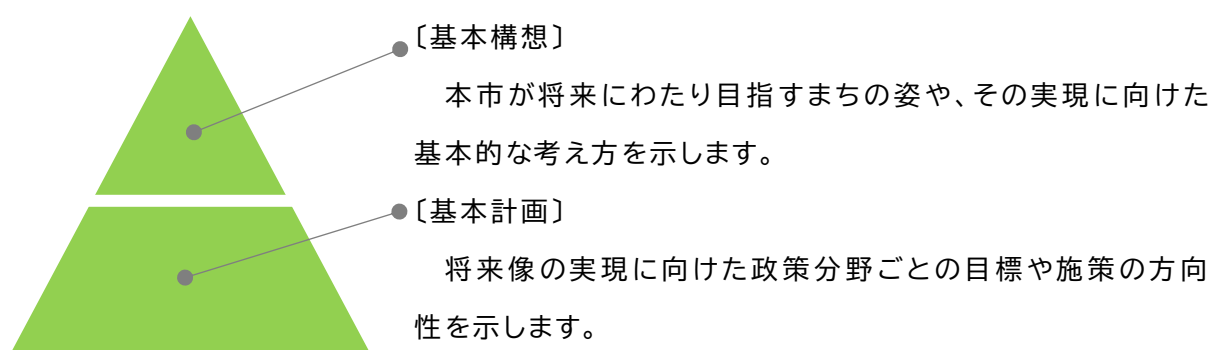
人口減少や少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化、地域を取り巻く社会経済環境の変化などにより、地方自治体には、これまで以上に将来を見据えたまちづくりが求められています。こうした中、本市が将来にわたり、市民一人ひとりが幸せを実感しながら暮らすことができる地域を実現するため、市民とともに目指すまちの姿を描き、その実現に向けた取組の方向性を示すものとして、総合振興計画を策定します。

2 計画の位置付け

総合振興計画は、本市の最上位計画として、まちづくりの基本的な方向性を示すものです。市民、地域、事業者、行政など多様な主体が共有する「まちづくりの指針」として、各分野の個別計画や施策を総合的・効果的に推進するための基本的な役割を担います。

3 計画の構成

本計画は、目指すべき将来像を示す「基本構想」、その実現に向けた政策や施策の方向性を示す「基本計画」により構成します。



4 計画期間

基本構想	令和9年度から令和16年度まで
前期基本計画	令和9年度から令和12年度まで
後期基本計画	令和13年度から令和16年度まで

第2次総合振興計画の振り返り

1 第2次総合振興計画の歩み

第2次浜田市総合振興計画では、「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい元気な浜田～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～」を目指し、将来にわたって浜田市に「住みたい、住んでよかった」と思うことができ、本市の多彩な地域資源を最大限に活用できる魅力を高めるための取組を進めてきました。

計画期間中には、人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症による社会変化、デジタル化の進展など、本市を取り巻く環境は大きく変化しました。

こうした変化に対応しながら、地域資源を活かした産業振興、子育て・教育環境の充実、地域コミュニティの維持、持続可能な行政運営など、様々な分野で取組を進めてきました。

2 第3次総合振興計画に向けた課題

一方で、人口減少や少子高齢化による地域の担い手不足、若者の流出、地域コミュニティの維持など、本市を取り巻く課題は引き続き存在しています。

また、市民の価値観や暮らし方が多様化する中で、行政だけではなく、市民、地域、企業、教育機関など多様な主体が関わりながら、地域の力を高めていくことが求められています。

これまで培ってきた人や地域のつながりを大切にしながら、一人ひとりが成長し、活躍し、幸せを実感できるまちづくりへと発展させていくことが、次期計画の重要な課題となっています。

3 第2次総合振興計画と第3次総合振興計画の関連性

第3次浜田市総合振興計画 前期基本計画		第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画	
基本目標	政策	部門	施策大綱
基本目標Ⅰ こどもの育ちを支える	1 こどもを安心して産み育てる環境づくり	健康福祉部門	子どもを安心して産み育てる環境づくり
	2 学校教育の充実	教育文化部門	学校教育の充実
	3 青少年の健全育成	教育文化部門	家庭教育支援の推進
基本目標Ⅱ 人と地域のつながりを育てる	4 関係人口の創出・拡大	地域振興部門	人がつながる定住環境づくりの推進
	5 協働によるまちづくり	地域振興部門	地域コミュニティの形成
		地域振興部門	大学等高等教育機関と連携した地域づくり
	6 人権を尊重するまちづくりの推進	地域振興部門	人権を尊重するまちづくりの推進
		地域振興部門	男女共同参画社会の推進
	7 人材の確保	産業経済部門	水産業の振興
		産業経済部門	農林業の振興
産業経済部門		企業立地による雇用の推進	
基本目標Ⅲ 地域産業を育て、 働く選択肢を広げる	8 商工業の振興	産業経済部門	商工業の振興
		産業経済部門	企業立地による雇用の推進
		産業経済部門	国際貿易港浜田港を活用した産業振興
	9 水産業の振興	産業経済部門	水産業の振興
	10 農業の振興	産業経済部門	農林業の振興
	11 林業の振興	産業経済部門	農林業の振興
	12 観光交流の推進	産業経済部門	観光・交流の推進
基本目標Ⅳ 学び続ける地域をつくる	13 社会教育の推進	教育文化部門	社会教育の推進
	14 歴史・文化の伝承と創造	教育文化部門	歴史・文化の伝承と創造
	15 スポーツの振興	教育文化部門	生涯スポーツの振興
基本目標Ⅴ 選択と集中による 行財政改革を推進する	16 公共施設マネジメントの推進	生活基盤部門	充実した都市基盤の整備
	17 持続可能な財政基盤の確立	該当なし	※体系外 第6節 開かれた行財政運営の推進
	18 効果的な行政運営の推進	生活基盤部門	地域情報化の推進
		該当なし	※体系外 第6節 開かれた行財政運営の推進
基本目標Ⅵ 暮らしを支える基盤を 未来へつなぐ	19 安全安心なまちづくりの推進	防災・防犯・消防部門	災害に強いまちづくりの推進
		防災・防犯・消防部門	地域防犯力の強化・交通安全対策の推進
	20 消防・救急体制の充実	防災・防犯・消防部門	消防・救急体制の充実
	21 公共交通の充実	生活基盤部門	公共交通の充実
	22 医療体制の充実	健康福祉部門	医療体制の充実
	23 健康づくりの推進	健康福祉部門	健康づくりの推進
	24 高齢者福祉の充実	健康福祉部門	高齢者福祉の充実
	25 障がい者福祉の充実	健康福祉部門	障がい者福祉の充実
	26 地域福祉の推進	健康福祉部門	地域福祉の推進
	27 快適な生活基盤の整備	環境部門	特性を活かした景観形成の推進
		生活基盤部門	道路網の整備
		生活基盤部門	快適な生活基盤の整備
	28 脱炭素社会の推進	環境部門	地球温暖化対策の推進
		環境部門	循環型社会の構築
環境部門		環境保全と快適な住環境づくりの推進	

浜田市を取り巻く状況

1 変化する社会環境への対応

近年、人口減少や少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化、デジタル技術の急速な発展など、社会環境は大きく変化しています。

こうした変化は、地域の担い手不足や産業活動、地域コミュニティの維持など、様々な分野に影響を及ぼしており、これまでの取組を継承しながら、新たな視点でまちづくりを進めていくことが求められています。

2 本市が直面する主な課題

- 人口減少・少子高齢化への対応

人口減少が進む中、地域を支える人材の確保や、若い世代が希望を持って暮らせる環境づくりが重要となっています。

- 地域を支える担い手の確保

地域活動や産業、行政サービスなど、様々な分野において担い手不足が進んでおり、多様な主体が関わり、支え合う仕組みづくりが求められています。

- 産業・雇用環境の変化

地域経済を取り巻く環境が変化する中、地域資源を活かした産業振興や、多様な働き方・働く場の確保が必要となっています。

- 暮らしを支える基盤の維持

医療、福祉、交通、公共施設など、市民生活を支える基盤について、人口規模や社会環境の変化を踏まえた持続的な維持・充実が求められています。

- 幸せを実感できる地域づくり

物質的な豊かさだけでなく、人とのつながりや自己実現など、一人ひとりが自分らしく暮らし、幸せを実感できる地域づくりが重要となっています。

3 これからのまちづくりに向けて

こうした環境変化に対応するためには、行政だけでなく、市民、地域、企業、教育機関など多様な主体が、それぞれの力を発揮しながら地域を支えていくことが必要です。

本市が持つ豊かな自然、歴史、文化、人のつながりといった地域の力を活かしながら、変化を乗り越え、未来につながるまちづくりを進めていくことが求められています。

人口ビジョン

記載内容は今後調整
(1/6ページ)

人口ビジョン

記載内容は今後調整
(2/6ページ)

人口ビジョン

記載内容は今後調整
(3/6ページ)

人口ビジョン

記載内容は今後調整
(4/6ページ)

人口ビジョン

記載内容は今後調整
(5/6ページ)

人口ビジョン

記載内容は今後調整
(6/6ページ)

市民委員会などの実施概要

1 中高生アンケート

(1)目的・内容

(2)対象

(3)実施結果

記載内容は今後調整

市民委員会などの実施概要

2 育ち、育てる、浜田をつくる市民委員会

(1)目的・内容

(2)対象

(3)実施結果

記載内容は今後調整

市民委員会などの実施概要

3 こどもワークショップ

(1)目的・内容

(2)対象

(3)実施結果

記載内容は今後調整

市民委員会などの実施概要

4 市民アンケート調査

(1)目的・内容

(2)対象

(3)実施結果

記載内容は今後調整

市民委員会などの実施概要

5 シンポジウム(浜田の未来をみんなと語る日～育ち、育てる、浜田へ～)

(1)目的・内容

(2)対象

(3)実施結果

実施後(R8年9月以降)に記載
記載内容は今後調整

計画の策定体制

記載内容は今後調整

浜田市総合振興計画審議会条例

(目的及び設置)

第1条 浜田市の総合振興計画に関し必要な調査審議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、総合振興計画に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月17日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月19日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

浜田市総合振興計画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)			
区 分	役職	氏 名	推薦団体等・職名
識見者	会長	林 秀 司	島根県立大学 学長代行
	副会長	村 岡 詩 織	島根県立大学 講師
関係行政機関の委員及び職員	委員	浅 津 芙 美	浜田市教育委員会 教育委員
	委員	岡 本 紀 子	浜田市社会教育委員の会
公共的団体の代表	委員	樋 山 陽 介	浜田商工会議所 会頭
	委員	米 谷 千 明	石央商工会 女性部部长
	委員	坪 倉 孝	浜田金融会 会長
	委員	中 島 良 二	浜田市社会福祉協議会 会長
	委員	三 浦 聡	島根県農業協同組合いわみ中央地区本部 統括部長兼企画総務部長
	委員	金 坂 敏 弘	漁業協同組合JFしまね浜田支所 運営委員長
	委員	白 瀬 光	一般社団法人浜田青年会議所 副理事長
	委員	村 武 まゆみ	浜田女性ネットワーク 理事
	委員	藤 野 凌 司	連合島根西部地域協議会浜田地区会議
	委員	阪 田 健 嗣	浜田圏域自立支援協議会 会長
その他市長が 特に必要と認める者	委員	村 井 栄美子	浜田地域協議会 委員
	委員	堀 越 保 幸	金城地域協議会 委員
	委員	今 田 康 博	旭地域協議会 会長
	委員	久 谷 義 美	弥栄地域協議会 会長
	委員	丸 山 義 尚	三隅地域協議会 副会長
	委員	栗 栖 真 理	しまね子育て子育て支援ネットワークつながるネ！ 西部世話人
	委員	神 田 恵 生	石見ケーブルビジョン株式会社 制作編成部制作課課 長
	委員	長 藤 裕 美	一般社団法人石見地域循環共生協議会 事務局長
	委員	井 上 弘一朗	公募委員
	委員	中 野 一 天	公募委員
	委員	佐々岡 真 理	公募委員
合 計	25名		

第3次浜田市総合振興計画の策定経過

時期	内容

第3次浜田市総合振興計画の諮問・答申

【諮問】

政 第 4 3 号
令 和 8 年 5 月 8 日

浜田市総合振興計画審議会会長 様

浜田市長 三 浦 大 紀

「第3次浜田市総合振興計画 前期基本計画」の策定について（諮問）

「第3次浜田市総合振興計画 前期基本計画」の策定に当たり、貴審議会の意見を求めたいので諮問します。

なお、多様な視点からご審議いただき、浜田市が目指す将来像や、まちづくりの基本方針を明らかにし、新たなまちづくりを推進していくための指針となるよう、よろしくお願いします。

記

諮問事項

○「第3次浜田市総合振興計画 前期基本計画」の素案について

第3次浜田市総合振興計画の諮問・答申

【答申】

答申後(R9年1月以降)に記載

政策別目標一覧

政策別目標一覽

[illegible]

03 資料編

[illegible]

政策別目標一覽

[illegible]

03 資料編

[illegible]

政策別目標一覽

[illegible]

03 資料編

[illegible]

政策別目標一覽

[illegible]

03 資料編

[illegible]

用語解説

本体完成後(R9年1月以降)に記載
(1/4ページ)

用語解説

本体完成後(R9年1月以降)に記載
(2/4ページ)

用語解説

本体完成後(R9年1月以降)に記載
(3/4ページ)

用語解説

本体完成後(R9年1月以降)に記載
(4/4ページ)